

建設工事事務取扱に関する特記仕様書

- 1 土木工事（水道含む）・農林土木工事を受注する者で以下の各号のいずれかに該当する者には、建設工事事務取扱要領に規定する当初請負代金額 1,000 万円未満、500 万円未満における提出書類、施工管理等の省略等の規定を適用しない。
 - （１）本工事の入札公告又は指名通知を行った日の属する年度および前年度において、焼津市競争入札参加資格停止処置要綱（平成 24 年焼津市告示第 30 号）に基づき入札参加資格停止措置を受けた者。
 - （２）本工事の入札公告又は指名通知を行った日の属する年度および前年度において、焼津市建設工事成績評定要領に基づく工事評定点が、67 点以下の評定を受けた工事の受注者
 - （３）焼津市の発注した建設工事を初めて受注する者